

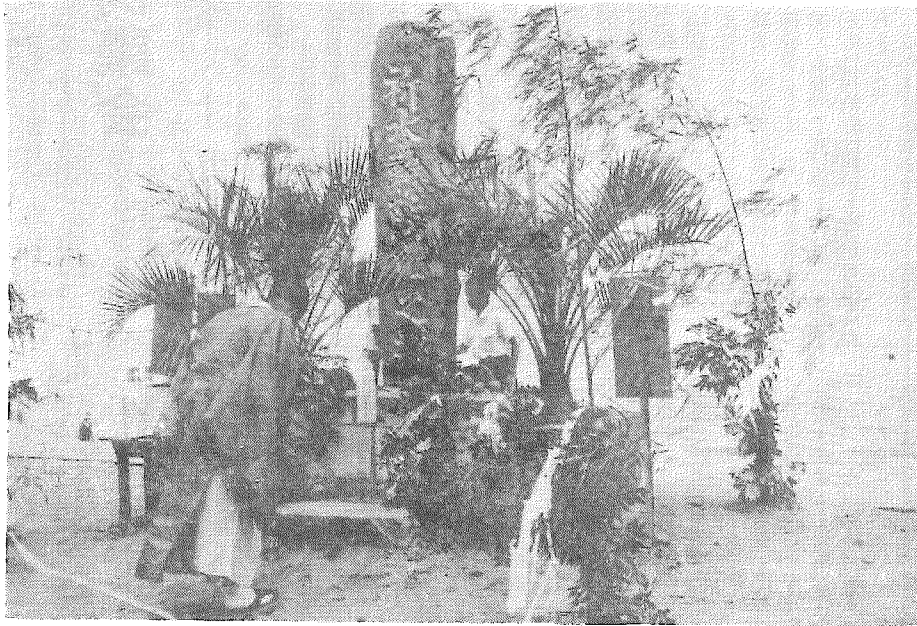
本報あいら

発行所 鹿児島県始良郡始良町役場
 発行人 池田盛孝 編集人 雨乞 信

(印刷所)
 キング堂印刷所

町の人口動態 (7月1日現在)

世帯数	6,989戸
人口	男女計 10,899人
	12,661人
	23,560人
6月の	出生 29人
	死亡 18人
	転入転出 147人
	104人



新設された祈水難防止の塔



にぎわう重富海水浴場

海水浴で からだを鍛えよう

いよいよ夏の季節です。重富海水浴場も七月十五日海開きされ、

にぎわいをみせています。今年の海水浴場は、便所、昇降

○ (としておくと便利です)

口、飲料用の水道と設備も整いました。また、重富海水浴場観光協会が水難防止の塔を建設され、水難事故に万全を期することになりました。

しかし七月末から八月にかけて多い日は、二万人ちかい人でにぎわいます。小さな子どもさんをおつれの際は十分注意し事故のないよう努めてほしいものです。

夏はからだを鍛える絶好のシーズンです。海水浴などをして暑さをのり切ってください。

議会だより

第二回定例議会

議決議案十九件

第二回定例議会は去る六月二十五日召集され、会期を二十七日まで、三日間と決定し、提案された議案十九件、陳情十件について、それぞれ審議しました。審議の結果は、次のとおりです。

◎始良町職員定数条例の一部を改正する条例が可決されました。

これは繁雑化する町行政を円滑に行なうため、現在町長、事務局職員の中二二六名を一四一名に、議会事務局の二名を三名に、学校の職員二五名を三七名に改正されました。

◎始良町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例が可決されました。

これは昭和四十五年度より実施する第二次構造改善事業に基づき、ほ場整備事業について種々検討協議して、事業を円滑に進めるための協議会をつくり、その委員に対する報酬を定めたものであります

◎始良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び始良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が、可決されました。

これは北山診療所の医師の給与及び手当を改正するものであります。

◎始良町職員旅費支給条例の一部

を改正する条例が可決されました。これは始良町職員が、外国出張する際の条例が、新しく制定されたものです。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例が可決されました。

これは所得税法改正により、保険税の基礎控除額十二万円が、十三万円に、世帯主を除いて一人につき五万円の控除額が六万五千円になるものであります。

◎始良町利子補給条例の一部を改正する条例が可決されました。

これは県農業振興資金通規則にもとづいて改正するもので、今までのものに経営転換農業者、転職者、特別災害農業者等の経営維持資金として、貸付対象農家を、加えるものであります。

◎寄付採納願に関する件が可決されました。

これは重富中学校プール建設のために銀二不動産㈱社長 岩崎与八郎氏より一金壱千万円が寄付されるものであります。

◎町道路線認定の件が可決されました。これは高牧開拓道路が、こゝんど町道として管理されることになりました。

◎昭和四十五年度一般会計補正予算(第一号)及び水道事業会計予算(第一号)が、可決されました

一般会計予算の才入才出は、それぞれ五億九千四百三十七万四千円になり、水道事業会計予算は九千七百二十万九千円になりました。

議会の持つている活動権限とは

議員の権限と議会の権限は異なる

議員は議会を構成する一人であり議員定数(二十四名)の半分以上の意見がまとまって、始めて次のような権限がうまれる。

(一)議決権

イ町の条例(法律)を定めたり改めたり、廃止したりする。ロ町長のだした予算を定める。ハ前の年の仕事(決算)を認める。

ニ税金や使用料、手数料などをとる率などを定める。ホ一千万円以上の工事等の契約をすること等を定める。

ヘ町の財産をゆずったり、貸したりすること等を定める。

ト重要な施設を長い間独占的に貸せるようなことを定める。

チ町を相手とした訴訟や和解、あっせん、調停、仲まい等をきめる。

リ七百万円以上及び五反歩以上の財産を売ったり買ったりすることをきめる。

ヌ町の公共的団体(農協、共済組合、商工会、森林組合、青年団、婦人会等)の活動の総合調整に関すること。

(二)議会のもつ選挙権

イ選挙管理委員会委員を選任する。

ロ議会の議長、副議長、委員長

を選挙する。

(三)検査及び監査の請求権

イ町の仕事に不審があつたら監査委員に監査を請求できる。又執行機関(町長、教育委員会等)に報告を求めることが出来る。

(四)議会に出席し、説明するよう要求する権限

イ執行機関の長は、議会から説明を求められたら、必ず出席せねばならない。

(五)町政に対し意見を述べ、又意見を提出できる権限

(この意見書は住民の声としてまとめねばならない)

(六)町のしごとについて調査する権限

町長が提案した議題を、もつとくわしく調べたり、将来町政の上で問題になりそうなことを事前に調査したり、町の事務を突込んで調べる必要があるときに、調査することを議決する。

このときは参考人として、議会に出頭を命ぜられたら必ず出席せねばならない。

(七)議会に出された陳情や請願を受け、審議する権限

(八)町長から選任同意を求められる助役、収入役、教育委員、監査委員、固定資産評価審査委員等について可否権

(九)臨時議会の召集権

議員が必要があるときは、数名で話し合いの上臨時議会の召集を請求できる。

(十)町長の不信任議決権

町長のしごとと不信がある場合は特別多数決(定数の三分の二以上)が出席し、その四分の二以上の同意が必要)によって「町長の不信任議決」ができる。町長は又この議決がなされ、通知を受けてから十日以内に議会を解散させることができる。解散した議会は住民の選挙によって新しい議会が生まれて、ここで、再び町長不信任の議決がなされると、町長はその職を失うこととなる。

(十一)懲罰

議員が議会の体面を傷つけるようなことをした場合これを罰したり、議会に関する規則や条例を定めたりする権限がある。以上十一項目が「議会の持つている権限」であり、これらを考えないで、議会は活動することはできないし、余り突つ込むと執行権の侵害となり、公正な政治が行なわれないことになり、法律にも違反することとなる。

例えば調査権をもって政治活動調査はできても、その結果を執行部に意見として述べ、それによって実行に移すのは執行部である。議会は住民の総意を代って決めていく議決機関である。

文責 議会事務局長 永倉 昇

夏休みと補導

少年指導員 宮 脇 静 雄

夏休み子どもは海に山に、心身を鍛える絶好の期間であります。夢をもちプランを練りそれぞれたくましく強く、しかも無事故で過ごしてほしいものです。一方夏

休み中は解放感のために気がゆるみ節度を失って思いがけない事故や事件を起こしやすいのです。今回は町内各学校の補導員のかたがたとともに大人への協力を願



夏休みを前に青少年問題協議会

いつつ児童の持つ特性を追って考えてみました。児童の中でも小学生の上級生と中学生、いわゆる少年期への補導はむずかしいのでありますが、たえまなく子どもに接し、子どもからしたわれるようになれば補導の責任は果たせたと申しても過言ではありません。

一、補導するためには先ず心構えから

私たちは、少年犯罪が新聞やテレビで報道されるたびごとに社会を憂いながら、次代を負う少年がこれでよいのかと、はかりしれない憂慮に堪えません。これは一人非行少年だけの責任ではありません。社会全般がその重大さを考えて、しかも大人が他人の子でも自分の子どもと同じだという考えかたで、少年に接することが大切であります。

しかし実際に補導の手を差し伸べてみますと、大変な苦勞もあり困難が伴います。その反面ひたむきな努力が報いられた時の喜びは大きいものであります。補導とはこの喜びだけを誇りと考えないといけません。

二、少年に対しての理解とは
成長期にあります青少年は心身ともに環境による影響は敏感であります。しかも物事に直感的で包容力に乏しいために、行動的に走る性質を持っています。

したがって心理的、性的にその特性が旺盛であることを忘れてはなりません。それだけに少年の取扱いは無計画であつたり、無反省でありますと、徒に心情を、害しやすいためです。したがってその処置と判断は常に誤まらな

いようにされたいものです。やはり問題になった事だけに知らわれず、むしろ少年の長所や善意の発見につとめ、少年みずから生活の喜びを味あわせるよう仕向けることが大切ではないかと思ひます。

三、補導は冷静に絶間なく

補導は気長く、しかも冷静に相手から納得と信頼を得ることが大切であります。「少年は児童を大きくしたものでなく、大人をそのまま小さくしたものでない」と言われます。つまり少年の心理は独特のものであります。

児童期の小、中学生の子どもの特性は

- (イ) 活動的であり一刻もじつとしていない。
- (ロ) 模倣性が強い、なんでも友達や年長者のものまねをする。
- (ハ) 好奇心が強いため大人にしてみればなんでもない事が子どもは大変興味をもち、ほしがつたり、せんさくする。
- (ニ) 開放的である。どこでもすぐ子どもは友達をつくる。よいにせよ悪いにせよその影響は大きい。
- (ホ) 空想的で変化を好む、子どもらしい夢の世界があり、よく漫画を好み空想にふける。とくに同じことにすぐあきて刺激を求めようととして屋内から戸外へと遊びを求めて歩く。残忍性と破壊性がある。子どもは想像もつかないことを平気でやつてのける。たとえばへビをみついたら必ず殺すしネコや犬をよく引きずり回して喜んでいる。とくにおもちやなどは、必ずこわさないとい

すまない衝動にかられて徹底してこわす。そうして発見する芽を育てる。
社交的になる。常に友達を求めて行動するようになり、家庭からしだいに離れ、外だけで遊び、外の環境に興味をいだくようになる。(これは独立する前兆であつて、あまり神経質になる必要はない)

(ハ) 性への興味を持つようになる最近の週刊誌や家庭雑誌などあらわに性への興味をよび起こすようなものが多いため、理性的の発達に伴わないうちに性的いたずらにふけることが多いのです。家庭での性教育は、むづかしい問題ですが、やはり両親の観察にお任せする以外に方法はないようです

以上補導する立場から、いくらかでも参考になればと思ひます。今年の夏休みは、町内各学校とも無事故で、たのしい休みを終えることができよう祈りたいと思ひます。

交通事故相談所開設

加治木交通安全協会が始良町、加治木町、蒲生町、溝辺町と協力して、六月十日から交通事故相談所を開設しました。

平日はいつでも専任職員がおります。交通事故でお困りのかたは是非ご利用ください。

場所 加治木町港 加治木運送事務所

子供を守りましょう

始良町教育長 山路畜士

本年もながい夏休みに、はいることになりませんが、次のことに気をつけて、子どもの生活が健康で明るいものになるよう願ってやみません。

(一) 「よい子の夏やすみ」を執行する。

毎年町教委、町生徒指導研究協議会、より「よい子の夏やすみ」の生活のしおりを各子どもの家庭に配布しています。これは、四〇日間のこどもの生活が、よりよ健康でかちのあるものになるようしつけの面・学習の面・安全の面運動の面等に分かれて、わかりやすく又だれでも実行しやすいように、示されていますので、親と子が、休みの始めに、よくよんで、実行にうつしていただきたいものです。これが、ややもすれば、無とんじやくで、見向きもしない事等があるように聞いていますので充分事前に子どもと話し合っ、よい夏休みがすこされるよう心がけて下さい。

(二) 親と子の対話をおすすめします

子どものわるいいたずらや非行につながる第一の原因は、多くの例が示しているように、家庭にあるようです。

それは親と子の人間関係が、うまくゆかない、親と子がよそゆきの間柄になっていて、最も大事な情愛が通じていないこと等がその

原因のようです。そこで、毎日一回必ず夕食時には、親と子が話しをする習慣をつけていただきたいものです。

子どもの方は、口かずが少ないので、親の方からその日の出来事など、何んでもよいので、話題をもちかけてゆくと、子どもも、よろこぶと思います。一日一口、話しをおすすめします。

(三) よい心の環境を作りましょう

人が育つためには、よい環境を作れとよくいわれています。

暖かみのある明るい環境に育つ子どもは、素直な心が失われません。家庭が暖かで明るい気分を、作る努力をすることは、親のつとめです。近頃共稼ぎや、鍵っ子の家庭が多く、家庭はただ人間のねぐらだけになってしまっ、心の暖まる落ち付きのある環境になっていない傾向が出ています。

親と子が力を合せて、よい家庭環境を作ることにとめたいものです。

(四) 子どもに家事の手伝いをさせるようおすすめします。

子どもには、それなりに応じた仕事ができますので、学校から帰ってつかれがたれて、夕方ごろ、一つの仕事をあたえて習慣化することも大事であるといわれています。

例えば戸をしめる庭そうじをさせること等も一つの例です。この場

合子どもをほめて仕事をする事、のよろこびを経験させますと、自然に自分ですという責任感が養われます。規律正しい態度もこうしたものの中から生まれてくると思います。

(五) 夕方は使いに出来ない。

夕方は家庭で何かと忙しい時ですが、つい夕食等の準備で不足するものがおきて、子どもに「何を

社会福祉協議会を法人組織に

町の社会福祉協議会は、昭和三十三年十月発足以来町民のご協力によりまして、今日まで運営してきましたが、社会の進展とともに

社会福祉協議会が、その機能を遂行しうる組織体制を確立しようとする気運が高まってきました。

これを機に、社会福祉協議会を社会福祉法大組織にして、全戸が加入してひろく住民の福祉に欠ける状態を解明し、その解決をはかるようにしなければなりません。

それには現在までのように行政機関(役場)からの補助金や、寄付金(香典返し)共同募金の配分金だけにたよらず、町民自ら会費を出していただいで、住民自らの福祉を増強するための活動を促進していきたいと思ひます。

一、社会福祉協議会のあらまし

国、県、郡、市町村のそれぞれの段階で、住民が主体となり、社会福祉や保健衛生その他、生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加や協力を得て、住民の福祉を増進する活動の推進

買ってこい」と使いにし易いものですが、これは、やめていただきたい。事故になる原因を作り出します。

以上最近感じていることをお伝えして、子どもの健全な成長を念ずると共に町民みな様のご協力を心からお願ひいたします。

二、社会福祉協議会では

(1)社会福祉を目的とする、事業の連絡、調整、広報宣伝
(2)社会福祉施設や、民生児童委員などの連絡調整
(3)生活困窮者等に対しては「たすけあい資金」をあてて生業、生活つなぎ資金として貸付けを行ない自立更生をはかる。
(4)生活困窮者ではないが、そのおそれのある方には世帯更生資金(更生、身障、生活、住宅、修学、療養、災害援護)を貸付けて更生をはかる。
(5)「歳末たすけあい運動」を婦

人会、小組合、民生委員等を中心として、町民の協力を求め、募金をし、町内貧困世帯老人ホーム、児童福祉施設等の町出身者に配分し、すこしでも楽しい正月を迎えていただく。

(6)災害等が発生したときは罹災者に見舞の金品を贈り、家族を慰問する。

(7)「敬老の日」には高令者に慰問品を贈り、敬老思想の普及に努める。

(8)民生委員、保護司、学校その他関係機関と連絡を密にして青少年の不良化防止並びに社会浄化に努める。

(9)浮浪者、行路病死者等の救済のために法外援護を行なう。

(10)「心配ごと相談所」を設け、毎週火曜日に心配ごとの相談に応ずる。

※会費は一戸当り年額五〇円です。

以上社会福祉協議会の事業は、地域の実情に即して積極的に展開されなければなりません。要は町民の福祉増進をはかるため、設けられた自主団体ですので、ご理解の上ご協力くださるようお願いいたします。

始良町社会福祉協議会

用水路に取り草やちりを捨てないようにしましょう。水路末端の耕作者に迷惑になります。

国民年金保険料

七月分から四百五十円に

国民年金の保険料の額は、これまで年令によって二百五十円、三百円と区分されていましたが、七月分から年令に関係なく四百五十円になりました。

保険料の額が引き上げられたのは、七月分から年金受給額が大巾に引き上げられたことに伴うものです。

もう一度加入できる十年年金しめきり九月三十日

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で、前に国民年金に加入したが都合により国民年金をやめられた人は、もう一度加入できます。

ただし、他の年金制度に加入している人や他の年金制度から老令(退職)年金が受けられる人は加入できません。

加入の要点は次のとおりです。

保険料
一カ月 四百五十円
納付期間(三十六年四月から四十六年三月まで)

昭和三十六年四月から今回あらたに申し出た月の前月までの空白期間と、のこり四十六年三月まで。

納付期限
過去の未納分については昭和四十七年六月三十日まで
加入受付期間

昭和四十五年九月三十日まで年金額

再加入の前後の保険料を合算し十年になると、昭和三十六年四

飲酒運転を 追放しよう

追放しよう

飲酒運転の危険性は以前から叫ばれ、取り締りも行なわれてきた

したが、それにもかかわらず、悪質な運転者のため、飲酒運転による重大事故があとを絶ちません。

鹿児島県における昨年の飲酒運転事故数は、発生四百八十八件内死亡二十九人、負傷者六百三十八人の多きにのぼっています。

私たちは、飲酒運転の危険性と反社会性を再認識し、町ぐるみで飲酒運転追放に努めたいものです。

単車はヘルメットを着用

昨年鹿児島県で五十三人が単車事故で死亡しています。このうちヘルメットを着用していたのは、

わずか八人(十五パーセント)に過ぎず、残り四十五人(八十五パーセント)はヘルメットを着用しておらず、交通事故の犠牲者となっています。

単車を運転する時は、かならずヘルメットを着用し、自らの生命は自ら守りましょう。

月から引き続いて加入している人と同じく、六十五才から年額六万円

◎ 保険料は、月額四百五十円です。当然もらえる権利を、みすみす捨てるのは、おしいことです。もう一度加入しましょう。

いま、年金係で受付けています。早目に申し出て下さい。

交通法が一部改正されました。八月二十日から施行

飲酒運転の法のおもな改正点は次のとおりです。

一、アルコールの程度のいかににかかわらず、酒気を帯びた状態で運転することを禁止した

二、最も危険性の高い酒酔い運転の罰則が強化された。

三、警察官が酒気帯び運転をするおそれがある者について、呼気検査をすることができるとや、酒類を提供することを禁止された。

五、運転免許の取消しを受けたあとの免許の欠格期間を延長した(現在一年となっていたのを三年までとした)

六、安全運転管理者、その他車両の運行を直接管理する地位にある者が下命、また容認をした場合の罰則を強化した。

夏の防犯運動

七月二十一日ー八月三十一日

加治木警察署では、夏の防犯運動を次のとおり実施します。みんな協力しあい楽しく、涼しく夏をすごしましょう。

盗難の防止

とられてくやむそのまえに、どろぼうに対する防犯をしっかりと。

「多額の現金は早目に預金に」「貴重品は他人が気づかぬところにしつかり始末」

どろぼうがはいったら、とられたら、とられた品物を調べる前に警察に連絡しましょう。

少年非行の防止

夏休みには少年の非行が多くなります。わが子に限っては、と、いう安易な気持ちをもたないで、友人関係、服装、外出、所持品などに十分気を配って非行の防止にとめましょう。

暴力行為の防止

海水浴場、キャンプ場をねらって暴力行為が起きます。暴力排除の気運をもちたて、「小さな事件」でも警察に連絡しましょう。

性犯罪の防止

女の軽装、はでな服装、また夜間の女のひとり歩きはキケンです。どうしても夜間外出される女の方がおられましたら、派出所に警報器が備えてあります。遠慮なくご利用ください。性犯罪の防止にとめましょう。

子どもの水難事故防止

水泳監視員は、まず人工呼吸法

を身につけて監視しましょう。泳げない子どもは、この夏ひとり泳ぎが十分できるよう身につけさせ、水難事故から子どもを守りましょう。

派出所より

道路をまもる月間

八月一日ー八月三十一日

本年も例年のとおり八月一日から八月三十一日まで「道路をまもる」月間です。

長雨で道路がひどくいたんでいます。

道路はみんなのものです。田畑の取草をすてたり、物を置いたりして(自動車、自転車、商品、資材等)通行のさまたげにならないように注意しましょう。

私たちの手で太陽

国体を成功させよう

「入選標語」

景と史にそえるまごころ太陽

国体 チェストいけさつまの意気を

国体に

百八十万みんな主役の太陽国体



国家公務員採用試験

人事院では、次の採用試験を行います。

国家公務員採用中級試験
各庁の中級係員として事務または技術、研究業務などに従事する職員採用試験です。
試験の区分
行政事務・電気・通信・機械
土木・建築・化学・農業の八種の区分に分けて行なう。
受験資格
男女を問わず、昭和十八年四月二日から二十六年四月一日までに生まれた者(学歴を問わない)。

受付期間
八月十日から八月二十七日まで、初任給は二万八千円から三万五千円程度。このほか扶養手当、通勤手当(最高四千二百円)などの諸手当を支給。
くわしいことは左の人事院地方事務局にお問い合わせください
人事院九州事務局
福岡市博多駅東2の11の1
(092)(43)7733

県に消費生活相談所開設

わたくしたちの消費生活は、めざましい経済の発展と技術の進歩にともない、日一日と向上しつつあります。しかし、反面では、誇大な広告、有害食品や欠陥商品の発生などにみられるように、わたくしたちの消費生活をめぐる環境は、一段ときびしさを加えています。

こうしたなかで、豊かで快適な生活を営むためには、ひとりひとりが「かしこい消費者」としての知識を身につけ、おたがいに話し合い、考えあうことが大切です。このたび県に、消費生活に関する苦情や相談について、みなさんといっしょに考え、解決へのお手伝いをするため、消費生活相談所が開設されました。
生活学級や婦人学級、その他一般消費者の相談や学習の場として活用ください。

相談や苦情処理

- 一、買物の相談
- 二、商品やサービスについての苦情相談
- 三、生活設計についての相談
- 四、消費生活についての情報提供

場所

鹿児島市名山町9県産業会館一階 電話(23)九一七一(内線二〇〇)

開所時間

午前9時～午後5時
ただし土曜日は12時まで、日曜祝祭日および年末年始は、休み

です。
なお、相談所の利用は、すべて無料です。問い合わせは、電話やハガキでも結構です。

自衛官二等陸士二等海士二等空士募集

本年度第二次

一、応募資格

一八才以上、二五才未満の日本国民で中学校卒業程度の学力を有する者。

二、試験科目

中学校卒業程度の学力について行なう。

イ、筆記試験、国語(作文を含む)

数学、社会

ロ、身体検査、適性検査

ハ、口述試験

三、募集期間

昭和四十五年七月一日から、昭和四十五年九月三十日まで

詳細は住民課窓口係にお問い合わせください。

戸籍記載例が改正されました

本年三月三十一日付けで、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が公布され、七月一日から施行されました。

その改正の趣旨は次のとおり

- 1 今回の改正は事務の簡素化、合理化のため、戸籍記載例を、全面的に改正されたものであります。
- 2 戸籍記載例の要点はおおむね次のとおりであります。

- (1)各事項の記載については、原則として、事項ごとにその年月日を冒頭に掲げたこと。
- (2)届出又は、申請の受付の記載

については「届出」又は「申請」の記載をするにとどめ「受付」の文字を記載しないこととされた。

- (3)届出人又は申請人の記載はそれが父又は母である場合は、資格の記載のみをするにとどめ、氏名の記載はしないこととした
- (4)次に掲げる市の記載については市名の上に冠する府県名の表示は省略してさしつかえないこととされた。

- イ (大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び北九州市)
- ロ 県庁所在地で、県名と同じ名の市

- (5)出生及び死亡の場所の記載については、最少行政区画までを表示する。

- 例1 出生
昭和四拾六年壹月拾日始良郡始良町で出生同月拾五日父届出入籍
- 例2 死亡
昭和四拾九年貳月六日午前五時参拾分東京都千代田区で死亡同月七日同居の親族山田太郎届出同月拾日同区長から送付除籍

- (6)婚姻事項の記載については夫及び妻について相互に同じふりあいとされた離婚、養子縁組等についても右に準ずるものとされた。
- (7)離婚、養子縁組、生存配偶者の復氏等による人、除籍の記載については、単に「復籍」と記載することなく、それぞれ従前の戸籍又は入籍する戸籍を具体的に表示することとされた。
- (8)氏の変更届又は転籍届における届出人の資格及び氏名の記載はこれを要しないこととされた

以上今回改正の大略を申し述べ町民一般の方々のご参考に資す

るものでありますがこれらは通常の事件で、特殊な事件につきましては、住民課記録係にお問い合わせください。詳しくご説明いたします。

香典返し

社会福祉協議会へ

六月一日～六月三十日

- 一金参千円也 故末永ハル工様49
 - 上山 末永 金夫殿
 - 一金五千円也故岩井田ノキ工様51
 - 木場 岩井田貞夫殿
 - 一金式千円也 故満枝友子様 1
 - 星原 満枝 幸徳殿
 - 一金参千円也 故油田ミサ様 67
 - 駅前 油田 哲雄殿
 - 一金参千円也 故清水福盛様 71
 - 寺師 清水 エダ殿
 - 一金五万円也 故山路 章様 74
 - 上麓 山路 澄子殿
 - 一金参千円也 故田中千賀子様28
 - 木津志東 田中 勇殿
 - 一金五千元也 故宮園シモ様 79
 - 宮脇 宮園 早苗殿
 - 一金五千元也 故南 顕司様 3
 - 白金原 南 東殿
 - 一金参千円也 故村田才二様 51
 - 並木東 村田キクエ殿
 - 一金式千円也 故杉下敬之丞様78
 - 牟田山 杉下 六男殿
 - 一金参千円也 故丸尾 実行様74
 - 古馬場 丸尾 実秋殿
 - 一金参千円也 故尾根久美様 1
 - 並木西 尾根 静夫殿
- 病気全快につき町体育協会に
寄付
東原西 永倉 昇殿
一金一万円也